

救急搬送車運転業務委託契約書

宮崎県（以下「甲」という。）と、〇〇〇（以下「乙」という。）とは、救急搬送車運転業務（以下「委託業務」という。）に関し、次のとおり契約を締結する。

（委託期間）

第1条 この契約の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（委託業務の履行要領等）

第2条 乙は、委託業務の実施にあたっては、関係法令を遵守するとともに患者の安全を確保するため、普通免許第1種を取得して3年以上の者に従事させ、甲の救急搬送車運転業務依頼書（様式1）により忠実に履行するものとする。なお、委託業務を終了した際は速やかに救急搬送車運転業務報告書（様式2）を提出するものとする。（委託料）

第3条 甲は、乙に対し、委託業務の委託料（以下「委託料」という。）として、運転等10分間につき派遣単価〇〇〇円を支払うものとする。ただし、10分未満の端数は切り捨てるものとする。（消費税及び地方消費税別）

（委託料の請求及び支払い）

第4条 乙は、委託業務を履行したときは、翌月の10日までに当月分の委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（車両等の無償貸与）

第6条 甲は、乙が委託業務を実施するのに必要な車両及び消耗品は、無償で提供するものとする。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第8条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（契約の解除）

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）乙がこの契約に違反したとき。

（2）乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（秘密保持の義務）

第10条 乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

（損害賠償）

第11条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害賠償の義務を負う。その賠償額については、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 乙が、委託業務の実施について、交通事故等で第三者に損害を与えたときは、甲が付保する任意保険を利用し、その解決にあたるものとする。

（自賠責及び自動車任意保険の付保）

第12条 甲は、車両に係る自賠責保険及び自動車任意保険（対人、対物等）については、

甲において付保するものとする。

(車両の維持管理)

第13条 甲は、車両の維持管理に必要な車両の修理、定期点検及び車検については、甲において実施するものとする。

2 乙は、善良な管理のもと、車両の維持管理を行うものとする。

(協議等)

第14条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、病院局財務規程(平成18年病院局企業管理規定第15号)第7章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年 4月 1日

甲 宮崎県
宮崎県立延岡病院
院長 山口 哲朗

乙